

保育提供体制の確保のための実施計画について

1 計画の位置づけ(作成の目的)

保育提供体制の確保のための実施計画（以下「実施計画」とします。）とは、待機児童対策、人口減少対策等自治体の抱える保育施策に関する課題を解決するための国からの財政支援（補助金の交付）を受けることを目的とした計画であり、こども家庭庁が定める方針に基づき、地方版子ども・子育て会議の承認を得て、市が作成するものです。

2 計画の構成

実施計画は、以下の2つの要素によって構成されています。

- (1) 令和7年度以降の保育需要と提供体制（市全域及び各保育提供区域）
- (2) 保育需要と提供体制における課題
 - (ア) 待機児童対策
 - (イ) 地域の課題に応じた対策

3 各年度の数値の考え方(実績/見込み・計画数)

実施計画に記載している令和7年（2025年）4月1日及び令和8年（2026年）4月1日の数値は全て実績値であり、令和9年（2027年）以降の数値は第3期町田市子ども・子育て支援事業計画のニーズ量及び確保の内容に基づいています。

4 財政支援の対象とする事業

財政支援の対象とする具体的な事業について、令和8年度（2026年度）の実施計画では、次のとおり、児童の受け皿を整備する予定です。

- (1) 待機児童対策
 - (ア) 小規模保育事業所の整備
 - (イ) 認可保育所の整備（検討中）

(ウ) 一時預かり事業（一般型）※緊急一時預かり事業のみ

町田市の子育て環境が充実したことで、0歳児から4歳児までの転入超過数が3年連続で全国トップとなりました。これにより、一部の地域において保育ニーズ量が急増したことから待機児童対策が不可欠となっており、特に力を入れて取り組む課題として認可保育所等の受け皿整備のほか既存施設を活用して児童を受入れる事業の実施を掲げています。

(2) 地域の課題に応じた対策

(ア) 保育士宿舎借り上げ支援

(イ) 保育所等への賃借料支援

(ウ) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ）

(エ) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

待機児童対策以外にも町田市において次のような地域課題があります。

- 物価高騰に伴う賃借料の上昇により、特に保育所等の新規開所直後の経営の安定性が求められています。
- 多様化する保育ニーズへの対応と保育の質の維持及び確保のため、多くの保育士を必要としています。
- 保護者の個々のニーズに応じた適切な対応等のほか、認可外を含む市内の教育・保育施設に従事する保育士からの相談に対する助言等を行うことのできる人材が求められています。
- 女性の就業率の向上とともに、働き方やライフスタイルが多様化したことで、保育ニーズも上昇及び多様化しており、子どもや家庭の状況に合った保育サービスの提供が求められています。

これらの課題を解決するため、令和8年度（2026年度）の実施計画では、多様化する保育ニーズへの対応と、運営事業者及び保育現場の負担軽減を図ります。